

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第34号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札参加資格審査申請書等)</p> <p>第9条 指名競争入札に加わろうとする者は、<u>別に定めるところにより、工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を記載した建設工事入札参加資格審査申請書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(入札参加資格審査申請書等)</p> <p>第9条 指名競争入札に加わろうとする者は、<u>あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を明らかにした書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、建設工事入札参加資格審査申請書に代えて別に定める申請書によるものとする。</u></p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(入札の方法)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 契約担当者は、香川県行政手続等における情報通信の技術に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用する方法により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。</p>	<p>(入札の方法)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 契約担当者は、<u>電子情報処理組織（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）</u>を使用する方法により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(開札及び再度入札)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札の開札においては、契約担当者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることができる。</u></p>	<p>(開札及び再度入札)</p> <p>第16条 略</p>

3 前2項の規定により開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(随意契約)

第23条 略

(電子入札システムによる事務処理)

第23条の2 電子入札システムにより行う入札に係る事務の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、別に定める。

(契約保証金の納付)

第24条 略

第1号様式(第9条関係) 削除

2 前項の規定により開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(随意契約)

第23条 略

(契約保証金の納付)

第24条 略

第1号様式(第9条関係)

受付番号

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

殿

許 可 番 号 許 可 () 第 号

許 可 年 月 日 年 月 日

住 所 電 話 番 号

商号又は名称 代表者 印

今般貴県に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。